

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（パイプライン新設事業）鎌谷池地区）を行うことについて平成29年3月8日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成29年3月24日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成29年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造